

**島根原子力発電所 1号機の廃止措置計画認可申請及び  
同 2号機の原子炉設置変更許可申請に係る意見回答までの流れ**

**1. 経過**

(1) 中国電力株式会社から市への報告

平成 28 年 4 月 28 日（木）、「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」(参考 1) に基づき、市は、中国電力株式会社から、1 号機の廃止措置計画及び 2 号機の原子炉設置変更について報告を受けた。

(2) 議会全員協議会への報告

平成 28 年 5 月 6 日（金）の全員協議会で、前記(1)について報告を行い、今後の流れについて概要を説明した。

(3) 原子力安全顧問会議の開催

平成 28 年 5 月 31 日（火）に会議を開催し、顧問から助言を受けた。

(4) 議会全員協議会での説明

平成 28 年 6 月 6 日（月）の全員協議会で、中国電力株式会社が説明し、質疑を実施した。

(5) 原子力発電所環境安全対策協議会の開催

平成 28 年 6 月 15 日（水）に協議会を開催し、委員から意見を伺った。

(6) 県からの意見照会

平成 28 年 6 月 17 日（金）に「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」(参考 2) に基づき、県が市に対して説明・意見照会を行った。

(7) 総務委員会協議会、原子力発電・新エネルギー調査特別委員会での説明

平成 28 年 6 月 24 日（金）の協議会等で市が県へ提出する意見等の説明を行った。

(8) 議会全員協議会での報告

平成 28 年 6 月 27 日（月）の全員協議会で、市が県へ提出する意見等を報告した。

(9) 県への意見回答

平成 28 年 6 月 27 日（月）に市議会、原子力安全顧問会議、原子力発電所環境安全対策協議会の意見を踏まえ、県へ意見回答した。

(参考1)

島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定

～抜粋～

(計画等の報告)

第5条 乙は次の事項について、甲に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

（平成27年12月22日改正）

(甲) 出雲市

(乙) 中国電力株式会社

(参考2)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

～ (写) ～

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

1. 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
2. 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
3. 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。  
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成 25 年 10 月 29 日

(甲) 島根県

(乙) 出雲市、安来市、雲南市